

第2章 大学院

第1節 総合福祉学研究科 教育学研究科

○大学院学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 東北福祉大学大学院（以下「本大学院」という。）は、建学の精神に則り、社会福祉に関する精深な学術の理論と応用を研究教授し、その深奥を究めて、文化の発展と人類の福祉に寄与しうる人材を養成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は前条の目的を達成するため本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検し評価を行う。

2 前項の点検と評価に関する詳細は、別に定める。

(課程及び目的)

第3条 本大学院における課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる学識を養うことを目的とする。

3 博士課程は、これを前期2年および後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は修士課程として取扱うものとする。

4 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士課程」という。

5 修士課程は、本学の学部における一般的ならびに専門的教養の上に、さらに広い視野に立って精深な学識を授け、総合福祉学研究科社会福祉学専攻においては、高度な専門知識を有する人材の養成と、研究者の養成を行うことを目的とする。また、総合福祉学研究科福祉心理学専攻においては、高度な専門知識を有する人材の養成と、研究者の養成、臨床心理士及び公認心理師の養成を目的とする。教育学研究科教育学専攻においては、教育方法の基本的な概念・方法・技術、特別支援教育の研究を基底に、高度な専門知識を有する学校教育に関わる人材の育成、研究者の

育成を目的とする。

第2章 研究科の組織・収容定員

(研究科)

第4条 本大学院に次の研究科を置く。

総合福祉学研究科

教育学研究科

(課程及び専攻)

第5条 総合福祉学研究科修士課程の専攻は次のとおりとする。

社会福祉学専攻

福祉心理学専攻

2 総合福祉学研究科博士課程の専攻は次のとおりとする。

社会福祉学専攻

3 教育学研究科修士課程の専攻は次のとおりとする。

教育学専攻

4 本大学院総合福祉学研究科の修士課程に、通学の課程に基づき、通信教育課程を置く。本大学院の通信教育課程は、通信制大学院と称し、学則は別に定める。

(収容定員)

第6条 本大学院の研究科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課 程			
		修士課程		博士課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合福祉学研究科	社会福祉学専攻	10名	20名	3名	9名
	福祉心理学専攻	20名	40名		
教育学研究科	教育学専攻	10名	20名		

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第7条 本大学院における修士課程の標準修業年限は2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は3年とする。

(長期履修学生)

第7条の2 前条の規定にかかわらず、総合福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程、総合福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程・福祉心理学専攻修士課程、教育学研究科教育学専攻修士課程において、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する学生(以下「長期履修学生」という。)が申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。但し、第8条に定める最長在学年限を超えることはできない。

2 長期履修学生に関し、必要な事項は別に定める。

(在学年限)

第8条 本大学院の修士課程の最長在学年限は休学期間を除き4年とし、博士課程においては6年とする。

2 前項に規定する最長在学年限を超えることとなるときは、学生の身分を失う。

第4章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第9条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第10条 学年を分けて次のとおりとする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休 業 日)

第11条 休業日は次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

本学創立記念日 9月25日

春季休業 3月21日から3月31日まで

夏季休業 8月5日から8月24日まで

冬季休業 12月28日から翌年1月5日まで

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更し、あるいは前項に定めるものの他に、臨時休業日を定めることができる。

第5章 教育方法等

(授業科目・履修方法)

第12条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 本大学院における授業科目、単位数及び研究指導ならびにこれらの履修方法は、別表1ー(1)・(2)・(3)、別表2ー(1)・(2)・別表3のとおりとする。

3 修士課程の授業科目は、これを2年に配当して履修させる。

4 博士課程(後期)の教育は、主として研究指導によるものとするが、あわせて授業科目の授業による教育をもってこれを補うものとする。

(教育方法の特例)

第12条の2 総合福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程、総合福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程・福祉心理学専攻修士課程、教育学研究科教育学専攻修士課程において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位算定基準)

第13条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の認定)

第14条 授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

2 「授業科目」試験は学期末又は学年末に行うものとする。

3 試験は100点満点とし、60点以上を合格とする。

4 履修について正規の手続きを怠っている者は、受験資格を失うものとする。また、出席常でない者や、学費の納付を怠っている者についても同様である。

5 各授業科目の単位認定は、学期末又は学年末に行うものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条 教育上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に本大学院又は他の大学院で履修した授業科目の修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む）は、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目により修得したものと認定することができる。

2 前項により認定した単位数は、15単位を超えない範囲で課程修了要件に算入できるものとする。

(評 価)

第16条 学業成績の評価は優（100点～80点）・良（79点～70点）・可（69点～60点）・不可（59点以下）の4種の評語をもって表し、優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

第6章 課程修了の要件

(修士課程の修了要件)

第17条 修士課程の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、所定の授業科目について必修、選択科目を合わせて30単位以上（ただし、総合福祉学研究科福祉心理学専攻臨床心理学分野は39単位以上）を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする場合もある。

2 前項においての最終試験は、学位論文を中心として筆記または口頭により行う。

(博士課程の修了要件)

第18条 博士課程の修了要件は、大学院に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、18単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績をあげた者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 博士課程の後期3年の課程に入学した場合の修了要件は、大学院に3年以上在学し、かつ必要な研究指導をうけた上、学位論文の審査及び最終試験に合格すること

とする。ただし、優れた研究業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 最終試験は、学位論文を中心として筆記又は口頭により行う。

(学位論文)

第19条 修士論文は、当該専攻分野における精深なる学識と専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有することを立証するに足りるものであることが必要で、2年間広い視野のもとに専攻分野の研究を行った成果に相当するものでなければならない。

- 2 修士論文は、在学期間中に提出し、審査を終了するものとする。

- 3 博士論文は、その専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを立証するものでなくてはならない。

第20条 学位論文及び最終試験の合格・不合格は、研究科委員会が選出した審査委員の報告に基づいて、研究科委員会の議を経て大学院委員会の承認を得た上で、学長の承認を得なければならない。

- 2 学位論文の審査について、必要があるときは、当該研究科以外の教員、又は他の大学院等の協力を得ることができる。

第7章 学位の授与

(課程修了による学位授与)

第21条 本大学院において研究科の課程修了の認定を得た者に、次の学位を授与する。

修士課程 総合福祉学研究科 社会福祉学専攻 修士(社会福祉学)

修士課程 総合福祉学研究科 福祉心理学専攻 修士(福祉心理学)

修士課程 教育学研究科 教育学専攻 修士(教育学)

博士課程 総合福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士(社会福祉学)

- 2 本大学院の授与する修士の学位、博士の学位には「東北福祉大学」と付記するものとする。

- 3 学位の授与に関し必要な事項は別に定める。

(学位論文提出による学位授与)

第22条 第18条第1項の規定にかかわらず、大学院の博士課程を修了しない者であ

っても、論文の審査及び試験に合格し、かつ専攻学術について、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者には、前条による所定の学位を授与する。

第8章 入学・休学・転学・留学・復学・退学及び除籍

(入学時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 研究科委員会が特に必要と認めた場合は、後期の始めに入学させることができる。

(修士課程の入学資格)

第24条 本大学院研究科修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ所定の入学試験に合格した者について入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者。
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者。
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者。
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者。
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度に位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者。
- (6) 専修学校の専門課程（修学年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者。
- (7) 文部科学大臣の指定した者。（昭和28年文部省告示5号）
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの。
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの。

(博士課程後期の入学資格)

第25条 本大学院研究科博士課程（後期）に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ所定の入学試験に合格した者について入学を許可する。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者。
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者。
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者。
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度に位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者。
- (5) 文部科学大臣の指定した者。
 - ①大学を卒業した後、大学・研究科等において、2年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者。
 - ②外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者。
- (6) 大学院において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの。

(入学志願者の提出書類等)

第26条 本大学院に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学検定料及び出願書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 入学志願票
- (2) 履歴書
- (3) 出身大学等の調査書（又は学業成績証明書）
- (4) 卒業（見込）証明書
- (5) 写真
- (6) その他の必要書類

(入学者の選考)

第27条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第28条 本大学院に入学を許可された者は、所定の期日までに保証人連署の「誓約書・保証書・同意書」その他所定の書類を提出するとともに、所定の諸納付金を納入しなければならない。

2 前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 入学手続等を所定の期日までにしない場合は、入学の許可を取り消す。

(保証人)

第29条 保証人は、その保証する学生の在学中本人が負担する学費につき、保証書記載額を限度に責任を負うことのできる者で、保証人は1名とし、独立生計者とする。

2 保証人が死亡、その他の理由により、その責を負うことができないときは新たに保証人を定めなおし身上変更届及び証明書類を提出しなければならない。

3 この学則に定めるものの他、保証人に関する必要な事項は、保証人に関する取扱規程を準用する。

(改姓等)

第30条 学生又は保証人が改姓・改名・転籍・転居をしたときは、ただちに証明書類を添えてその旨を届け出なければならない。

(転入学)

第31条 他の大学院から転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、所定の考査を経た上で、学長は転入学を許可することがある。

(留学)

第32条 本大学院は、教育上有益であると認めるとき、学長は、学生が外国の大学の大学院に留学することを許可することがある。

2 前項の許可を得て留学した期間は、1年間に限り第8条の在学期間を含めることができる。

(休学)

第33条 疾病その他特別の理由により、3カ月以上修学することができない者は、所定の手続をとり、学長の許可を得なければならない。

2 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、1年を限度とし

て休学の延長を認めることがある。

3 休学期間は通算して修士課程においては2年、博士課程（後期）においては3年を超えることはできない。

4 休学期間は第8条の在学年限には算入しない。

(復学)

第34条 休学期間中にその理由が消滅し、復学を希望するときは、所定の手続きをし、学長の許可を得なければならない。

2 復学の許可を得た者は、原年次に帰属する。

(再入学)

第35条 本大学院に1年以上在学し願い出により退学した者が再入学を志願したときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学長は入学を許可することがある。

2 第39条及び第41条の規定により退学した者については、再入学は許可しない。

(転専攻)

第36条 在籍する専攻以外の専攻への転専攻を志願するときは、選考の上、学長は転専攻を許可することがある。

(転学)

第37条 他の大学院又は大学に入学をするときには、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

(退学)

第38条 退学しようとする者は、所定の手続きをとり、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第39条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 病気その他の事由により成業の見込みのないと認められた者。

(2) 授業料、その他の学費の納入を所定の期日以降3カ月納付を怠った者。

(3) 第8条に規定する在学期間を超える者。

(4) 第33条第3項に定める休学期間を超える者。

(5) 死亡した者。

第9章 賞罰

(表 彰)

第40条 学生で表彰に値する行為があった者又は学術優秀、品行方正の者を研究科委員会の議を経て、学長は表彰することができる。

(懲 戒)

第41条 本大学院の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て、学長が懲戒を行う。

- 2 懲戒の種類は退学・停学・譴責とする。
- 3 前二項の懲戒に関し、必要な事項は別に定める。

第10章 聴講生・研究生・委託生・科目等履修生及び外国人留学生

(聴 講 生)

第42条 本大学院における授業科目（第12条に定める福祉心理学専攻臨床心理学分野科目は除く）のうち一科目または数科目を選んで聴講を志願する者があるときは、研究科の教育に支障がない場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、学長は聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生に関する規程は、別に定める。

(研 究 生)

第43条 本大学院に研究生を置くことができる。

- 2 研究生とは本大学院修了または同等以上の資格を有する者で、研究生を志願する者は、事前に指導教員の承諾を得た上、研究科委員会の議を経て、学長によって入学を許可された者をいう。
- 3 研究生に関する規程は、別に定める。

(委 託 生)

第44条 官公庁・法人・外国政府及び他の大学院等から特定の授業科目及び研究指導を志望する者があるときは、欠員がある場合に限り、研究科委員会の議を経て、学長は委託生として入学を許可することがある。

- 2 委託生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第45条 本大学院の授業科目中（第12条に定める福祉心理学専攻臨床心理学分野科目は除く）、特定の科目について履修を志望する者があるときは、選考の上、研究科委員会の議を経て、学長は科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生は、その履修した科目について試験を受けることができ、試験に合格した者には、授業科目所定の単位を与える。また、その科目の単位修得証明書を授与する。

3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(聴講生・研究生・委託生・科目等履修生入学時期)

第46条 聴講生・研究生・委託生・科目等履修生の入学時期は、毎学期始めとする。

(外国人留学生)

第47条 外国人で入学を志望する者があるときは、選考の上、大学院委員会の議を経て、外国人留学生として入学を学長は許可することがある。

2 外国人留学生は収容定員内とする。

3 外国人留学生の入学に関する規程は、別に定める。

(準用)

第48条 聴講生・研究生・委託生・科目等履修生及び外国人留学生に対しては、別段の規程がない限り、この学則を準用する。

第11章 他の大学院等との交流及び単位互換

(交流及び単位互換)

第49条 本大学院は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院等との間に学生を交流させ、単位の互換を行うことができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

2 前項の規程により修得した単位については、15単位を超えない範囲で、本大学院で修得したものとみなすことができる。

3 他の大学院等との交流及び単位互換に関する規程については、別に定める。

(他研究科他専攻科目の履修)

第49条の2 本大学院総合福祉学研究科においては、第12条に定める他専攻授業科目（臨床心理学分野科目は除く）について8単位を超えない範囲で、履修することができる。

第12章 教員免許状授与の所要資格の取得

(教員免許状)

第50条 本大学院教育学研究科教育学専攻修士課程を修了し、中学校教諭専修免許状・高等学校教諭専修免許状を得ようとする者は、免許法及び同法施行規則に示された単位を修得しなければならない。

2 前項において当該所要資格を取得できる免許状の種類は次のとおりである。

(別表5～別表9)

専攻	教育職員免許状の種類	教科・領域
教育学専攻	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	社会科
	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
	高等学校教諭専修免許状	公民
	特別支援学校教諭専修免許状	知・肢・病

(その他)

第50条の2 この節に定めるもののほかに、資格等に関する授業科目の種類・単位及び履修方法については、別表5から別表9のとおりとする。

第13章 公認心理師受験資格の取得

(公認心理師受験資格)

第51条 本大学院総合福祉学研究科福祉心理学専攻臨床心理学分野修士課程を修了し、公認心理師受験資格を得ようとする者は、公認心理師法及び同法施行規則に示された単位を修得しなければならない。本大学院における科目及び単位数及びこれらの履修方法は別表10のとおりとする。

第14章 入学検定料・入学金及び授業料等学費

(学費)

第52条 本大学院の入学検定料・入学金及び授業料等学費の種類並びに金額は別表4のとおりとする。

2 次年度以降在学中はスライド制の適用により改訂する。

スライド制を適用するときの変動率は原則として次のものを基準とする。

授業料については、人事院による「国家公務員の給与に関する勧告」によって示された国家公務員給与の対前年度アップ率に同じく定期昇給分のアップ率を加算したものによる。

施設設備資金については消費者物価指数（総理府全国総合）の対前年度アップ率による。

3 授業料等は毎学年始めの指定期日までに納付しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、承認を得て4月及び9月の二期に分納することができる。

4 実験・実習費は別途徴収する。

(復学等の学費)

第53条 復学を許可された学生の学費等はその者の入学年次に定められた学費等をスライドさせた金額とする。

(学年途中で課程修了の場合の学費)

第54条 課程修了年次以降の学年途中で修了する見込みの者は、当該期間の学費等を納付するものとする。

(論文審査手数料)

第55条 東北福祉大学学位規則第22条及び第23条の規程により学位を得ようとする者は、学位申請の手続きの際論文審査手数料を納入しなければならない。

(休学中の学費)

第56条 休学を許可され、または命ぜられた者については、休学期間中は在籍料を納付しなければならない。

(聴講生・研究生・委託生・科目等履修生及び外国留学生の学費)

第57条 聴講生・研究生・委託生・科目等履修生及び外国人留学生の入学検定料及び学費等については、別に定める。

(退学者等の学費)

第58条 退学・転学を希望する者及び除籍または退学を命ぜられた者は、その学期の学費等を納付しなければならない。

2 停学期間中の学費は徴収する。

(納付した学費)

第59条 納付した学費等の返戻に関しては、消費者契約法及びその他関係法規に基づいて処理する。

第15章 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第60条 本大学院における授業及び研究指導は、本学専任の教授、准教授が担当する。ただし、特別の事情があるときは、上記以外の教授、准教授または講師をもってこれに充てることがある。

(大学院委員会)

第61条 本学大学院に大学院委員会を置く。

2 大学院委員長は、学長が兼任する。

3 大学院委員会は、学長・副学長・総務局長・総合福祉学研究科長・教育学研究科長・総合福祉学部長・教育学部長・教務部長及び研究科委員会から選出された若干名の教授で組織する。

4 大学院委員会は、大学院に関する学務及び運営その他研究科の重要な事項を審議する。

5 大学院委員会の学務運営は大学院委員長が総括する。

(研究科委員会)

第62条 本学大学院の研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は研究科長及びその研究科の授業科目を担当し指導する教授をもって組織する。ただし、必要あるときは他の教授・准教授及び講師を出席させることができる。

3 研究科委員会は次の事項について審議する。

(1) 教育課程に関する事項

(2) 課程修了の認定に関する事項

(3) 学位論文の審査に関する事項

(4) 学位授与に関する事項

(5) 学則に関する事項

(6) 学生の身分に関する事項

(7) 大学院授業担当教員に関する事項

(8) 大学院における自己点検評価に関する事項

(9) その他大学院における重要事項及び必要と認める事項

4 研究科委員会は研究科長が管掌する。

(事務組織)

第63条 本大学院には、事務の処理、大学院生の厚生補導等のために事務職員若干名を置く。

附 則

1. この学則は、昭和51年4月1日より施行する。
2. この学則は、昭和53年3月6日より変更施行する。
3. この学則は、平成元年6月23日より変更施行する。
4. この学則は、平成2年4月1日より変更施行する。
5. この学則は、平成6年4月1日より変更施行する。
6. この学則は、平成7年4月1日より変更施行する。
7. この学則は、平成11年4月1日より変更施行する。
8. この学則は、平成14年4月1日より社会福祉学研究科から総合福祉学研究科に名称変更、総合福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程及び福祉心理学専攻修士課程の設置開設、総合福祉学研究科の入学定員及び収容定員を変更するため、学則の一部を変更し施行する。
9. この学則は、平成15年4月1日より総合福祉学研究科に科目等履修生を受入れるため、学則の一部を変更し施行する。
10. この学則は、平成16年4月1日より学校教育法施行規則の一部改正に伴い、博士課程及び修士課程の入学資格の一部を変更し施行する。
11. この学則は、平成17年4月1日より総合福祉学研究科博士課程及び修士課程の教育課程の一部を変更し施行する。
なお、平成16年度までに入学した学生は従前によるものとする。
12. この学則は、平成18年4月1日より総合福祉学研究科福祉心理学専攻福祉心理学分野（修士課程）で開設している「臨床発達心理士」受験資格取得に必要な科目を追加開講するため、学則の一部を変更し施行する。
なお、平成17年度までに入学した学生は従前によるものとする。
13. この学則は、平成19年4月1日学校教育法の一部改正に伴い、学則の一部を変更し施行する。
なお、平成18年度までに入学した学生は従前によるものとする。
14. この学則は、平成21年4月1日より総合福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程）において、より専門的知識を有する人材育成を図るために、社会福祉学コース・児童福祉学コースの2コース制を導入し、このことにより社会福祉学専攻カリキュラムを変更し施行する。さらに、総合福祉学研究科福祉心理学専攻臨床心

理学分野において、選択科目の充実を図る目的で、新たに授業科目を2科目追加するため変更するものである。

なお、平成20年度までに入学した学生は従前によるものとする。

15. この学則は、平成22年4月1日より合福祉学研究科福祉心理学専攻福祉心理学分野（修士課程）において、大学院教育について幅広い知識とより専門的な知識を有する人材養成を図るとともに、臨床発達心理士資格取得科目の充実を図るため学則の一部を変更し施行する。

なお、平成21年度までに入学した学生は従前によるものとする。

16. この学則は、平成26年4月1日より大学院修士課程に教育学研究科教育学専攻修士課程を設置開設するため、学則の一部を変更し施行する。さらに、学位規則の一部も変更し施行する。

なお、平成25年度までに入学した学生は従前によるものとする。

17. この学則は、平成27年4月1日より総合福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程、修士課程及び福祉心理学専攻修士課程において、教育課程の充実を図るため授業科目の追加と、総合福祉学研究科においても長期履修学生制度等を導入するため、学則の一部を変更し施行する。また、学校教育法並びに学校教育法施行規則の改正（平成26年文部科学省令第25号）が平成26年8月29日に公布されたことに伴い、学則の一部、学位規則の一部を変更し施行する。

なお、平成26年度までに入学した学生は従前によるものとする。

18. この学則は、平成29年4月1日より、総合福祉学研究科福祉心理学専攻福祉心理学分野で開設していた、臨床発達心理士養成を廃止することにより、福祉心理学専攻福祉心理学分野の一部カリキュラム変更し施行する。

なお、平成28年度までに入学した学生は従前によるものとする。（第3条・第12条・附則18項の変更追加）

19. この学則は、平成30年4月1日より総合福祉学研究科福祉心理学専攻臨床心理学分野で公認心理師の養成を行うため（学則第3条、学則第48条）、総合福祉学研究科福祉心理学専攻臨床心理学分野の修了要件単位を変更するために（学則第12条、学則第17条）、学則の一部とカリキュラムの一部を変更するものである。さらに、総合福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程、社会福祉学専攻、福祉心理学専攻修士課程、教育学研究科教育学専攻修士課程の、学納諸納金等の減額を行うため（学則第49条）、学則の一部を変更し施行する。また、学位規則の

目的の変更、博士課程及び修士課程の学位論文提出等に関する条文を明確するため、学位規則を変更施行する。

なお、平成29年度までに入学した学生は従前によるものとする。

20. この学則は、平成31年4月1日総合福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程（別表1-（1））及び修士課程（別表1-（2）・1-（3））の教育課程の変更、別表変更に伴い博士課程の修了要件（学則第18条）の変更、福祉心理学専攻臨床心理学分野修士課程（別表2-2）及び公認心理師受験資格（別表10）の教育課程の充実と授業科目名称の変更、履修科目区分及び別表10の領域8に開設してxいる授業科目名の変更と、懲戒に関する規程（学則第38条）の変更を行うため、学則の一部を変更し施行する。また、教育学研究科教育学専攻修士課程の教育課程（別表3）の教育充実と、教育学専攻修士課程に開設している教員免許取得方法（別表5～8）を変更するため学則第47条及び47条の2の一部を変更し施行する。さらに「別添1」の大学院ポリシーで、総合福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程及び修士課程、福祉心理学専攻修士課程、教育学研究科教育学専攻修士課程の3ポリシーの一部を変更するものである。

なお、平成30年度までに入学した学生は従前によるものとする。

21. この学則は、令和3年4月より、大学院設置基準の一部改正により、学則第15条及び学則第46条第2項の変更を行うため、学則の一部を変更するものである。

なお、令和2年度までに入学した学生は従前によるものとする。

22. この学則は、令和4年4月より①総合福祉学研究科福祉心理学専攻臨床心理学分野修士課程（別表2-2）及び公認心理師受験資格（別表10）の教育課程の充実と開設授業科目名称等の変更、別表変更に伴い学則第12条、学則第51条の変更、②総合福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程（別表1-（2））の教育課程の充実のため選択科目に2科目新規開設、③単位認定方法についてより明確にするため条文の文言変更（新学則第14条）、④大学院科目等履修生として単位修得した科目の正規に大学院入学後において単位認定を可能とするための変更（新学則第15条）、⑤条文の文言の一部変更（新学則第26条）、⑥入学者選考を明確にするため条文の新設（新学則第27条）、⑦条文の見出し及び文言の一部変更（新学則第28条）、⑧保証人及び改姓等の規定を定めるため学則の新設（新学則第29条・30条）、⑨新規で学則第27条・第29条・第30条を新設し

たため、旧学則第 27 条から旧学則第 60 条の条文番号を新学則第 28 条から新学則第 63 条に条文番号を変更、⑩聴講生、研究生、委託生、科目等履修生の入学選考を明確にするために条文の一部変更（新学則第 42 条・第 43 条・第 44 条・第 45 条）、⑪別表 4 の項目の文言変更、さらに、⑫附則に第 22 項を新設するため学則の一部を変更し、改正施行する。

なお、令和 3 年度までに入学した学生は従前によるものとする。